

奈良市監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和元年10月1日

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 中 本 勝
同 松 下 幸 治
同 太 田 晃 司

総務課（旧保健所・教育総合センター管理課）

監査結果公表日 令和元年6月28日（奈良市監査委員告示第5号）

措置結果通知日 令和元年9月27日

[監査の結果]	[措置の内容]
<p>施設修繕について、関係書類を査閲したところ、写真及び完了届を徴取していない事例が複数見受けられた。</p> <p>地方自治法第234条の2の規定により、職員は、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認をするための検査をしなければならず、写真及び完了届は履行確認に必要な書類であることから、漏れなく徴取されたい。</p>	<p>奈良市保健所・教育総合センターにおける施設修繕について、令和元年度から漏れなく写真及び完了届を徴取し、修繕の適正な履行完了の確認を行うよう改めました。</p>